

国の「電気・ガス料金支援」による電気料金の値引きについて

株式会社ジャパネットサービスイノベーション(以下「弊社」)は、国(経済産業省)の「電気・ガス料金支援(以下「本事業」)」による電気料金の値引きを 2026 年 7 月使用(8 月検針)分から 9 月使用(10 月検針)分まで実施することをお知らせいたします。この値引きの適用にあたり、お客様ご自身でのお手続きやお申し込みは不要です。

1. 概要

電気料金について、国が定めた値引き単価によりお客様のご使用量に応じて値引きの実施をいたします。

2. 適用期間

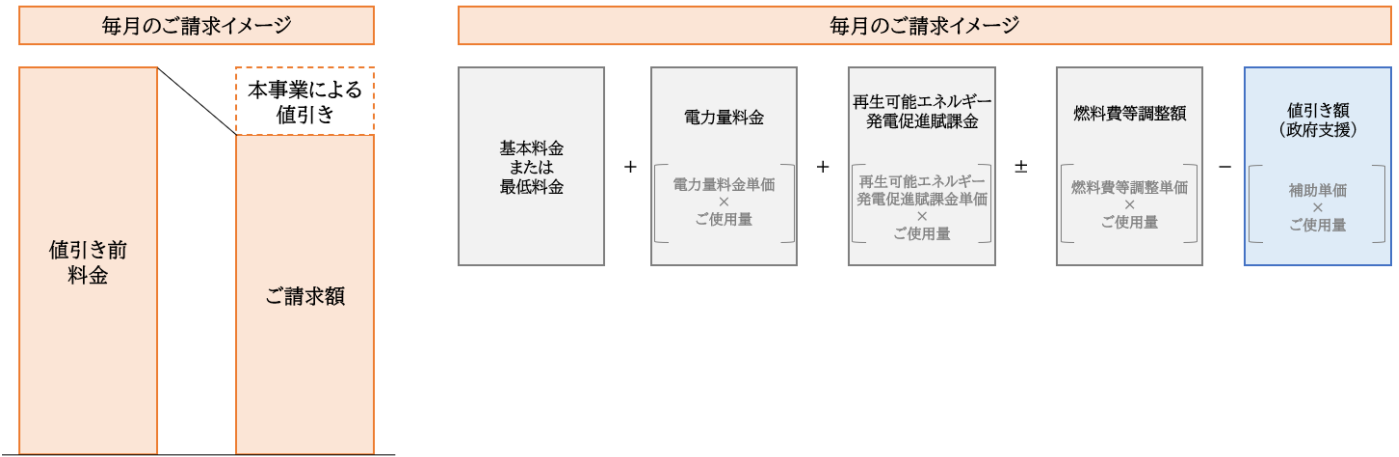
2026 年 7 月使用分(8 月検針分)～2026 年 9 月使用分(10 月検針分)
(実際にお客様にご請求するタイミングはお支払い方法により異なります)

3. 国が定める値引き単価

	電気料金	
	(7 月使用 8 月検針分、9 月使用 10 月検針分)	(8 月使用 9 月検針分)
低圧	3.5 円/kWh	4.5 円/ kWh

4. 値引き方法

国が定める値引き単価を使用料に応じて差し引き、電気料金を算定します。
値引きのイメージ図は下記をご覧ください。



■お問い合わせ先
ジャパネットでんきカスタマーサポート
【電話番号】0120-441-230(9 時～21 時)